

平成 24 年度 第 2 回 介護保険分科会 会議録

1 開催日時

平成 24 年 10 月 16 日（火）18：30～20：00

2 開催場所

北九州市役所 8 階 82 会議室

3 出席者等

(1) 委員

井上委員、黒木委員、財津委員、下河辺委員、白木委員、長野委員、中村委員、野村委員、橋元委員、林委員、丸林委員、渡邊委員

欠席者 井手委員、中野委員、松田委員

(2) 事務局

介護保険・健康づくり担当部長、介護保険課長、介護サービス担当課長

4 会議内容

介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について

- ・「地域主権に伴う条例制定における意見の募集」に対する意見と市の考え方
- ・北九州市介護サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

5 会議録

(1) 「地域主権に伴う条例制定における意見の募集」に対する意見と市の考え方

- ・ ・ [資料 1](#)

(2) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

- ・ ・ [資料 2](#)

分科会長：ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はないか。

委員：提出された意見（パブリックコメント 資料 1）は、事業者からのものが多いのか。

事務局：パブリックコメントについて、ホームページ等で意見を募集するとともに、事

業者には別途案内した。結果として意見の大半は事業者からのものとなった。

会長：今回のパブリックコメントは、介護サービス事業者の指定の基準に関するものであることから、市民が意見を出すのは少し難しいのではないか。

委員：地方自治体が制定する条例であることを考えると、市民目線の意見を取り入れることも必要である。

会長：23番の意見(資料1 P5 整理番号23)は、利用者の立場からの意見であり、これに対する独自の基準(特別養護老人ホームの居室定員)がまさにそれを反映したものである。

居室の定員について、国の基準では新規開設の施設だけでなく、既存施設の増築・改築についても1人とされているが、北九州市独自の基準として、改築の場合には4人以上を認めてはどうかというものであり、これは利用者側の意見を反映したものである。

事務局：23番の意見の内容は、長時間1人で過ごすことで不安などを感じる方もいるということで、現在多床室に入所されている方が、建替え等で個室となった場合、急に生活環境が変わることによる影響も考えられる。そのため、既に入所している方については、改築(建替え)の際には一定の配慮が必要であると考え、北九州市独自の基準として、改築の場合には多床室を認めることとするものである。

委員：それはありがたいことである。

委員：今後新規に開設する施設については、全て個室ということになるが、利用者は入所に際して個室か多床室かの選択ができなくなるのか。

事務局：現在、市内の特別養護老人ホームの定員は59施設4,109人であるが、このうちユニット型(個室)の整備率は、約37%となっており、多床室はまだ半数以上ある状況である。今後もユニット型の整備を推進していくが、これから入所する方が個室か多床室かを選択することは十分可能な状況である。

一方で、施設の老朽化による建て替えの問題がある。現在の国の基準をそのまま適用すると、増築と改築どちらの場合も個室としなければならない。特に改築については、現在多床室に入所している入所者の意向を全く反映しないまま、個室への入所となることから、独自の基準として、改築の場合については多床室も認めることとするものである。ただし、改築において多床室も可能ということであり、個室にするのか多床室にするのかについては必ず入所者の意向を確認していただく必要がある。また、多床室として改築する場合でも、将来的に個室への転換が可能な仕様とすることも必要であると考

える。

委員：個室ユニット化は今後の方向性としてはそうだと思う。市の独自基準は、建替えの際に入所している人の、環境の変化に伴う影響に配慮するということから検討されたということでしょうか。

事務局：そのとおりである。

委員：パブリックコメントは、利用者が多床室か個室かを選べるように確保しておいてほしいということであり、その趣旨さえ押えていけばよいと思う。

委員：みんなと一緒にいる方がよいという利用者もいる一方で、個室がいいという方もいる。また、認知症の人が1人であることで不穏な動きも出るという話も聞く。現在入所している人も、今後入所する人も多床室か個室かを選択できるようにしてほしい。

委員：介護老人保健施設から特別養護老人ホームに移る方のうち、約9割が認知症の方が寝たきりの方である。施設側のケアにおける安全確保の面から、多床室の方が効率的な部分もある。全てを個室にするのではなく、どちらでも選べるようにした方が現実的ではないか。

委員：利用者負担の面や、事故が起こったときの対応の迅速さなどの安全性の確保の面からも考える必要があるのではないか。

委員：費用の面や利用者の意向を考慮すると選択肢があった方がよい。これからの世代の方々は個室を望む方が多いかもしれないが、個人の選択に任せることを考えると、選択肢として多床室を残すことも必要である。

委員：現場では医療行為の要請が増えてきている。多床室であれば集中的にサービス提供ができるため、従業者の負担が少なくなる面はある。多床室かユニット型かを選択できるようにすることで、事業者のサービス提供が安全かつスムーズに行えると考える。

委員：ユニットケアの効果の検証も必要なのではないか。個人の尊厳という点ではユニット型が望ましいが、リスクや負担を感じながらユニットケアを行っている面もあるのではないか。グループホームであれば、同じ個室であっても、日中はリビング等で他の入所者と一緒に過ごすことができるが、特別養護老人ホームでは寝たきりの方が多い。やはり、個人が選択できるようにしてほしい。

会長：ユニット型については、国も当初は要介護4や5のような方ではなく、比較的介護度の低い方を想定し、極端に言えば寝るときにだけ個室で過ごすという考えがあり、要介護度の高い方が常に個室で過ごす場合のリスク等については、後から出た議論である。

委員：例えば、普段デイケアを利用されている方が、ユニット型の特別養護老人ホームの、ショートステイを利用するときに不安を抱くということがある。フロアで過ごす時間はよいが、消灯でベッドに入った際に不安になって、1泊で帰らせてほしいと言う方がいらっしまった。これからの世代のことを考えるとユニット型を整備すべきだと考えるが、選択の余地は残すべきである。

委員：ユニット型は利用者にとって費用の負担感もあり、実際に多床室を希望される方もいる。認知症の方が人の声が聞こえるところでの生活を望まれる場合もある。小規模多機能型居宅介護の現場でも、みんなと一緒にのところでないと不安だとおっしゃる方もいることから、ユニット型は理想的であるかもしれないが、選ぶのは利用者であり、生活環境等を考慮し、多床室も多少は残すべきと考える。

委員：利用者の立場から市もいろいろと検討していると思うが、条例で事業者を規制することで、それが利用者にどのように影響してくるのが心配である。

委員：現場の立場で言うと、ユニット型は好ましくない面もある。地域で1人暮らしをしている方のうち、元気な方はいろいろと交流の場を持ち活動しているが、一方で病気があったり足腰が不自由な方は、なかなかそういう場が持てず、結果的に1人であることが多くなり、認知症になりやすいということもあるのでは。そのような方を施設の個室に入れるのは好ましくない場合もある。多床室であれば、他の方々と交流し、ベッドに入っても隣の方と話ができたりと、そういう環境を提供でき、症状がいい方向に向かうということもあるのではないか。1人というのも良さそうではあるが、実際に入所している人には決していい面ばかりではないと考える。

会長：北九州市で介護保険の認定を受けている方が約5万人で、実際にサービスを受給している方はその8割程度である。また、このうち、特別養護老人ホームや介護老人保健施設も含め、実際に施設に入所されている方は17%強である。国の考え方もあるが、市の考え方で示されているように、建替えの際、全てユニット型にするということではなく、独自基準案によって許容の範囲としての選択肢は確保されていると考えられるのではないかと。

事務局：事業者の側からは、ケアにおける安全性では多床室が好ましい面もあるという

意見、利用者の側からは、利用者が選択できるようにという意見があったが、現状では先ほど説明したようにまだまだ多床室の定員数の方が多く、来年4月の条例の施行後すぐに多床室がゼロになるということではないため、今後入所する際においても、個室か多床室かの選択の余地は十分確保されていると考える。また、利用者の意向ということについても、利用者本人の意向なのか、家族の意向なのかということも考える必要がある。施設を新たに作れば40年以上使うこととなり、先ほどの話にもあったように、これからの世代が個室を望むという観点からすれば、ユニット型の整備の推進は必要な状況にある。

こうした中で、会長に言っていたように、施設の建替えの際には、現在多床室に入所している方に対する一定の配慮は必要であるとの考えから、今回の条例制定にあたっては、施設の建替えの際には入所者の意向を確認した上で、多床室も選択できるよう、独自の基準とさせていただいたものである。

会長：では次に、(資料2について)8項目の独自の基準が挙がっている。これらについて意見はないか。

委員：全体的には賛成である。暴力団の排除規定に関連して、過去に排除に至った事例があったが、暴力団の関与は県警からの通報で判明したもののか。

事務局：本市の暴力団排除条例では、暴力団だけでなく、暴力団に利益を供与したり、密接な関係がある者についても排除対象とすることとなっている。委員から話があった事例は、暴力団に利益供与したということで県警から密接交際者である旨の通報があったもので、本市の暴力団排除条例に基づいて、市として強い姿勢で排除に臨んだものである。その結果、事業者が市の指導に従い自主的に事業を廃止するに至った。サービスについても別の事業者運営が引き継がれ、利用者に影響はなかった。現在は暴力団排除条例に基づいた要綱で運用しているが、今回条例で定めることで、より法令上の根拠を強いものにしていきたいと考えている。

委員：暴力団排除のため、何年かごとに調査等を行ったりするのか。

事務局：新規の指定の際および、6年ごとに行う指定更新の際に、県警に照会している。

会長：独自基準が8つあるが、それぞれ「義務付け」と「努力規定」がある。例えば「非常災害対策」は義務付けとなっている。これを踏まえて何か意見はないか。

委員：生命に関わるという面で義務付けとすることが妥当だと考える。特に災害に関しては東日本大震災を含め、災害対策に対する意識が高まってきている。それぞれの災害

の種類ごとに計画の作成を義務付けるのは、これから必要なことである。

委員：避難訓練も災害の種別ごとに行うのか。

事務局：運用の中で対応するが、避難訓練については、災害の種別に加え、施設の立地等によっても異なるものとする。例えば、近くに川があり、水害時に通常の避難ルートでは逃げられないような施設であれば、その災害を想定した訓練を行っていただくことになり、どの災害でも同じルートで避難が可能であるところであれば、併せて行うことも可能だと考える。

委員：施設は山手にあるものが多く、洪水でベッドごと流されたという話も聞いたことがある。災害対策については、自衛隊や消防等と連携することも重要だと考える。

委員：災害時における、施設での食料や飲料の備蓄についてはどのように考えているか。

事務局：福岡県が「高齢者福祉施設等防災計画マニュアル」を作成しており、これを、市内事業者へ配布している。各事業者にはマニュアルに基づいて災害対策を行うよう指導しており、マニュアルには食糧等の備蓄についても具体的に記載されている。災害時の対応についての基本的な内容は網羅されていることから、このマニュアルを活用していただくようお願いしているところである。

事務局：現行の基準においても計画や訓練については義務付けられているが、今回の条例では、例えば火災だけではなく、災害の種類ごとに計画を定め、避難訓練を行うことを、独自基準として追加したいと考えている。具体的な計画の策定等については、福岡県が作成したマニュアルを活用して、各事業者が利用者の安全確保に取り組んでいただきたいと考えている。

会長：サービス記録の整備については何か意見はないか。

委員：電子媒体の記録と紙での記録があるが、現行の保存期限であるサービス終了後2年を経過しても、なかなか処分していないのが実態ではないか。今回条例に明記しても、事業者サイドへの影響は少ないと考える。

委員：事業者としては、訴訟等のことを考えると、少なくとも5年は記録を保存しているのが実態ではないか。研修等でもそのように指導されており、返還請求や訴訟対応のために、今回条例で5年と明記することはよいと思う。

委員：返還請求権の時効が5年ということが周知されることにもなり、事業者のモラルアップにも繋がるのではないか。

会長：根拠を明確に示すことで、納得もしやすいものとする。その他に意見はないか。

委員：暴力団の関与を排除する規定であるが、対象は暴力団の構成員ということとなるのか。

事務局：構成員に限らず、利益供与等により、暴力団に資金が流れるのを防止するという暴力団排除条例の趣旨から、密接交際者も含めて排除対象とすることを考えている。

会長：全体を通して何か意見はないか。

委員：努力規定というのはかなり重みがあるのか。独自基準の「地域交流のためのスペース確保」と「地域との連携等」では、同じ努力規定でも重みが異なるのではないか。また、地域密着型サービスの公募による選定の際の判断材料として、影響は大きいのか。

事務局：努力規定については、「義務付け」ではないので何もしなくてもいいということではない。規定の趣旨に従って努力していただく必要がある。ただし、物理的あるいは人材的な事情等の合理的な理由により、規定に従えない場合に、ペナルティが科されるものではない。

事務局：介護保険施設の公募について、これまで地域密着型介護老人福祉施設とグループホーム、小規模多機能型居宅介護の3つを統合した複合型施設の整備においては、高齢者支援計画へ位置づけて、補助金を支出することから、地域交流サロンの設置を義務付けているところである。その他の施設については、義務付けではないものの、地域との交流をいかに進めていくのかという評価の中で、地域交流のためのスペースを設ける場合には、その分高い評価に繋がるものとする。

委員：努力規定ではあるが、評価するということがか。

事務局：各自治体が、それぞれの地域の特色ある条例を制定する中で、本市では、地域交流のためのスペースの確保や地域との連携という規定を盛り込むことで北九州市としての独自性を明確にしたいと考えている。これまでも公募の際にも重視してきたところであるが、今回、努力規定として条例化することで、今後もさらに推進していきたい。

委員：地域との交流については、事業者から提出される公募の計画書の中でも随所に工夫されており、実際にそのことによって評価が上がって採用にも繋がっていることも多い。市がかなり力を入れていると感じている。

会長：社会福祉協議会においてもサロン事業が実施されているところでもある。
他に意見等なければこれで閉会とする。